

◇番号	201503
◇研究機関名	物質・材料研究機構
◇件名	環境・エネルギー材料部門における公的研究費の不正使用について
◇経緯・概要	<p>【発覚の時期及び契機】 平成27年4月 機構の内部調査において、納品確認や検査・検収が不自然と思われる事例が認められた。</p> <p>【調査に至った経緯等】 予備調査を行った結果、不正使用の可能性が極めて高く、調査委員会を設置して調査を行う必要があると判断。</p>
◇調査	<p>【調査体制】 調査委員会（機構内委員5人、機構外委員（弁護士及び公認会計士・税理士各1名 計7名）を設置して調査を実施。</p> <p>【調査内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査期間 平成27年5月～平成27年12月 ・調査対象 1) 不正使用の疑義が生じた取引業者との調達案件 2) 調査対象者の物品費、人件費、旅費、謝金等全ての経費 ・調査方法 書面調査は当該研究者が関わった経理関係書類、取引業者から提出された書類、雇用関係書類等について、聴き取り調査は当該研究者、当該研究室の派遣職員、取引業者を対象にそれぞれ実施。
◇調査結果	<p>【不正の種別、具体的な内容】</p> <p>(1) 調査対象者等が購入した物品を取引業者から購入したように見せかけて機構に請求させ、後日、業者から現金で受け取った事例</p> <p>正規の手続きをとらず、調査対象者が購入した物品等について、取引業者から購入した形、あるいは実際に購入した物品の価格に上乗せる形で、機構から物品購入費を業者に支出させ、その後、業者から調査対象者が現金を受け取っていた。</p> <p>(2) 取引業者に依頼し、役務関係の支出を取引業者からの物品購入に見せかけて機構に支出させた事例</p> <p>(3) 特殊役務（基板の加工等）の納品・検査等を不適切に行い、その結果に基づき機構に経費を支出させた事例</p> <p>基板等の精密加工という特殊な役務において、①加工を途中で中止する、②加工された物品の納品を指示しない、③加工用の支給材を供給しないなどの行為を行い、発注した内容とは異なる結果を招きながら、発注した通りの納品がなされたとして納品・検査・検収手続を進め、機構から経費を取引業者に支出させていた。</p>

【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】

機構の規程上の不正行為に該当する「研究費を本来の用途以外の用地に使用すること」、「虚偽の請求に基づき研究費を支出すること」、「競争的資金等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反して使用すること」又は「その他不正の手段により研究費の受給又は使用を行うこと」が行われたと認定した。

・不正に支出された研究費等の種類、額及びその用途

資金の種別	不正に支出された研究費の額	不正に関与した研究者数
公的研究費（競争的資金）	4,750,855 円	1 人
運営費交付金	1,062,647 円 （目的外使用 9,680 円）	1 人
民間企業との共同研究等	2,298,481 円 （目的外使用 9,211 円）	1 人
計	8,111,983 円 （目的外使用 18,891 円）	1 人（実人数 [※] ）

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

【私的流用、目的外使用の有無】

一部については、機構の会計上研究費からの支出が認められないものであるため、目的外使用と判断した。この他については研究室での使用や学会での発表などで使用されたものであり、飲食や遊興費等に使われた形跡は認められなかった。

◇不正の発生要因と再発防止策

- (1) 関係者のコンプライアンス意識の欠如が見られたため、その向上を図るべく、1)研修内容、2)研修参加の在り方、3)誓約書の内容等について、コンプライアンス教育のあり方を見直し、強化する。
- (2) 少額契約に係る監査の強化等のため、研究費の不正使用を未然に防ぐための環境整備、不正を発見・警告・是正するためのシステムの構築等に取り組む。
- (3) 研究費の不正使用を行った者に対する罰則等を強化する。

◇その他（研究機関が行った措置）

- ・関係者の処分
該当研究員に出勤停止（1ヶ月間）、管理監督責任者に嚴重注意
- ・交付中又は委託契約中の公的研究費の取扱い
調査開始後に使用停止を行った。
- ・本件の公表状況
平成 27 年 12 月 25 日（金）記者会見を行い、調査結果を公表
平成 27 年 12 月 25 日（金）～ 物質・材料研究機構ホームページに公表
平成 28 年 4 月 28 日（木） 職員の懲戒処分についてプレス配布及び物質・材料研究機構ホームページに公表